

令和2年1月17日
航空局首都圏空港課
空港業務課

羽田空港の新飛行経路の実機飛行による確認を行います

羽田空港の新飛行経路の運用開始に向け、1月30日から3月11日の期間内に、北風・南風それぞれ7日間程度において実機飛行による確認を行います。

実機飛行による確認に併せて、新たに18箇所において航空機の騒音測定を行い、結果をホームページで公表します。

2020年3月29日からの羽田空港の新飛行経路の運用開始・国際線の増便に向け、1月30日から3月11日の期間内に、北風・南風それぞれ7日間程度において、管制官が新飛行経路の運用の手順等を確認するほか、新たに設置した航空機騒音測定局の調整を行うための実機飛行による確認（実際の航空機による新飛行経路についての確認）を行うこととしています。

実機飛行による確認に併せて、新飛行経路の運用に伴う騒音影響の実態を把握するとともに、情報提供を行うため、新たに航空機騒音測定局を設置する18箇所において、調整中の騒音測定局とは別に臨時で航空機の騒音測定を行います。測定結果については、測定日の翌営業日に速報結果、測定日の概ね3日後に詳細な測定結果をホームページで公表します。

※測定地点の詳細や測定結果の公表先等については別紙をご覧ください。

<お問い合わせ>

【実機飛行確認について】

国土交通省航空局首都圏空港課

東京国際空港環境企画調整室 曾我・楠田（内線：49304・49415）

電話：03-5253-8111(代表) 03-5253-8716(直通) FAX：03-5253-1658

【航空機騒音測定局・航空機の騒音測定について】

国土交通省航空局空港業務課

騒音防止技術室 寺坂・湯浦（内線：49432・49434）

電話：03-5253-8111(代表) 03-5253-8724(直通) FAX：03-5253-1658